

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和18年12月31日まで)

秋 本 交 制 第 7 号
令 和 8 年 2 月 9 日

各 警 察 署 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

自動車の保管場所証明事務取扱基準の全部改正について（例規）

警察署長が行う自動車の保管場所証明事務については、「自動車の保管場所証明事務取扱基準の全部改正について（例規）」（令和7年9月19日付け秋本交制第45号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、都道府県警察で使用する保管場所証明に係る申請書類を統一することが盛り込まれたことも踏まえ、様式を改正し、別添「自動車の保管場所証明事務取扱基準」のとおり運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

この担当 交通規制課規制第二係（☎5182、5193、5194）

別添

自動車の保管場所証明事務取扱基準

第1 総則関係

1 目的

この取扱基準は、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）の規定に基づき、警察署長が行う自動車の保管場所証明事務の取扱いについて必要な一般的基準を定め、その適正と斉一を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 自動車

ア 法の定義

法第2条第1号の規定により、自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。

イ 具体的適用

法の規定の適用は、自動車の種類により異なり、法第3条から第5条まで及び第7条から第12条までの規定の適用関係は、次の表のとおりである。また、法第13条第1項の規定により、同項に規定する運送事業用自動車については、法第4条、第5条、第7条、第9条、第10条及び第12条の規定は適用しない。

	登録自動車	軽自動車	その他
第3条	○	○	○
第4条	○	—	—
第5条	—	○	—
第7条	○	○	—
第8条	○	○	○
第9条	○	○	○
第10条	○	○	○
第11条	○	○	○
第12条	○	○	○

注1 適用されるものに○を、そうでないものに—を付けた。

注2 「登録自動車」とは、道路運送車両法第4条に規定する処分（以下「新規登録」という。）を受けなければならない、又は新規登録を受けた自動車をいう。

注3 「その他」とは、法第2条第1号に規定する自動車で、登録自動車及び軽自動車を除いたものをいう。

(2) 保有者

ア 法の定義

法第2条第2号の規定により、保有者は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定する保有者をいうこととされているので、「自動

車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するもの」という。

イ 具体的適用

保有者の定義の解釈については、法及び自動車損害賠償保障法のそれぞれの法律の目的及び各規定の趣旨に対応して行う。

次に掲げる者は、法にいう保有者に該当する。

- (ア) 自家用自動車の所有者
- (イ) 自動車運送事業者
- (ウ) レンタカー業者
- (エ) リース形態の場合の自動車の賃借人

(3) 保管場所

法第2条第3号の規定により、保管場所は、車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。

(4) 自動車の使用の本拠の位置

法の定義はないが、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が個人の場合は、その住所又は居所、法人の場合は、その事務所の所在地をいう。この場合において、保有者の住所とは、保有者が当該自動車を使用して営む生活の事実上の根拠地となっている場所をいい、多くの場合は、住民票に記載されている住所と一致する。

(5) システム

システムとは、自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）及び自動車保管場所証明電子化システムをいう。

(6) 証明申請等

証明申請等とは、法第4条第1項の書面の交付の申請（以下「窓口申請」という。）、法第4条第1項ただし書の通知の申請（以下「OSS申請」という。）、法第5条、法第7条（法第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）、法第13条第3項又は附則第7項に規定する保管場所に係る届出（以下「届出」という。）をいう。

(7) 電子署名

電子署名とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に記録することができる情報について講じられる措置をいう。

3 保管場所の確保

(1) 保管場所の使用権原

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第1条第3号の規定による「保管場所として使用する権原を有する」とは、保管場所として使用する土地又は建物につき、当該場所が法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所以外のものである場合において、所有権、賃借権等の権利を有することを意味している。

法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所

とは、次のとおりである。

ア 法律等の規定によるもの

(ア) 消防法（昭和23年法律第186号）第10条の規定による、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の基準として、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条、第10条等の規定により、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の周囲に空地として保有されている場所

(イ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条又は第21条の規定により、特別区域及び特別保護地区において、環境大臣等の許可を受けなければ自動車を使用してはならない場所

イ 条例の規定によるもの

火災予防条例等の条例により、準危険物を貯蔵し又は取り扱う場所の周囲に空地として保有されている場所

(2) 保管場所確保義務の履行の確保を図るための各種制度・措置の有機的活用

保管場所確保義務の履行の確保を図るための制度・措置である次については、自動車の種類及び地域によって規定の適用の有無が定められているので、これらに十分留意の上、各制度・措置を有機的に連動させて活用すること。

ア 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度（法第4条、第5条、第7条）

イ 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置（法第8条―第10条）

ウ 保管場所としての道路の使用の禁止等（法第11条）

エ 報告又は資料の提出（法第12条）

第2 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度関係

1 申請書・自動車保管場所証明書（以下「保管場所証明書」という。）及び届出書
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第1条第4項に規定する様式（以下「申請書」という。）及び規則第3条第1項に規定する届出書（以下「届出書」という。）については、以下のとおりとし、別添2から6までの様式の右上記載の別添番号を削除することを除き、様式の変更は行わないこと。

(1) 申請書

申請書は別添2の様式を使用すること。

この場合において、申請書2通の複写となったものについては、申請者の記載箇所が全て複写されるようにするほか、複写される2枚目も含めて様式の変更は行わないこと。また、申請者が、規則第1条第1項の規定による別段の定めにより1通の提出がなされることを想定して他の都道府県警察が作成・配布した別添2の申請書を、警察署長に対して1通提出した場合においても、当該申請書を複写し、2通の申請書による申請として取り扱うなどして当該申請を受理することにより、申請者が申請書を2通提出するために再度警察署に出頭することのないようにすること。

(2) 届出書

届出書は別添3の様式を使用すること。

2 申請書及び届出書の記載方法等

(1) 共通事項

ア 正確、的確な記載

申請をしようとし、又は届出をしようとする者に対し、記載した内容が正確、的確となるよう記載方法等について説明を丁寧に行うこと。

特に間違えやすい自動車の車名、型式及び車台番号の各欄に記載すべき内容については、その参考資料を警察署の窓口等に備えておくこと。

イ 書面の訂正

申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の訂正は、訂正したことが明らかとなるよう、訂正箇所を二重線等で訂正させるとともに、受理した申請書等の訂正箇所には、警察署長の訂正確認印を押印するなど記載内容の真正性確保に留意すること。ただし、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載し、再提出するよう申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）に教示すること。また、申請書については、保管場所証明書交付後の訂正は認めないこと。

ウ 申請者等の氏名欄

申請者等の氏名欄は、申請者等が法人であるときは、その名称及び代表者を記載させること。

エ 使用権原欄

申請又は届出（以下「申請等」という。）に係る保管場所の所有者が、申請者等本人であれば「自己」に、申請者等以外であれば「他人」に、申請者等を含む複数人の共有であれば「共有」に丸印を付させることとするが、本欄に丸印等が付されていない場合であっても、申請等は受理すること。

オ 連絡先欄

申請者等が申請者等以外の者の協力を得て保管場所証明に係る申請等を行った場合を始め、申請等の内容について、その協力者と連絡を取る必要がある場合に当該連絡を円滑に行うため、当該協力者の氏名及び電話番号を記載させることとするが、本欄が空欄であっても、申請等は受理すること。

カ 新規代替欄

申請等に係る保管場所に新規又は追加で申請等に係る自動車を保管する場合には「新規」に、申請等に係る保管場所に保管中である申請者等の自動車との入替えにより申請等に係る自動車を保管する場合には「代替」に、それぞれ丸印を付させることとするが、本欄に丸印等が付されていない場合であっても、申請等は受理すること。

キ 登録番号等欄

前記カの欄において代替を選択した場合には、代替される自動車の登録番号又は車両番号を「前車」欄に、申請等に係る自動車の登録番号（届出にあつては、登録番号又は車両番号）を「現車」欄にそれぞれ記載させ、前記カの欄において新規を選択した場合には、後記(3)イの場合を除き、本欄は「前車」、「現車」共に空欄のままとするが、前記カの欄において代替を選択した場合に本欄が空欄であっても、申請等は受理すること。

(2) 申請書

保管場所証明は、車台番号により具体的に特定された自動車について行うものであるから、申請書の車台番号欄の記載は必須のものであり、車台番号が記載されていない間は、保管場所証明書は、交付できない。

なお、保管場所証明申請時に車台番号が確定せず、申請書の車台番号欄を空欄のままで行った申請は、有効なものとして受理することは差し支えない。

(3) 届出書

ア 車台番号

届出は、車台番号により具体的に特定された自動車について行うものであるから、届出書の車台番号欄の記載は必須のものである。

イ 軽自動車に係る届出の場合の特例

軽自動車に係る届出については、車両番号の指定の処分を受けてから行われる場合は、登録番号等欄の現車欄に車両番号の記載及び自動車検査証の写しの添付があれば、車台番号の記載がなくても受理すること。この場合でも、できる限り、車台番号を記載させること。

ウ 保有者が変更する場合の届出をするときの変更前の保管場所の位置欄の記載

保有者が変更する場合に、法第7条（法第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出をする届出者である新保有者は、変更前の保管場所の位置を知り得ないことがあり、この場合、変更前の保管場所の位置欄は、空欄とすること。

3 添付書面

規則第1条第2項（規則第3条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、申請書等に添付する書面は、次のとおりとし、保管場所使用権原疎明書面（自認書）（以下「自認書」という。）、保管場所使用承諾証明書（以下「承諾書」という。）及び保管場所の所在図・配置図（以下「所在図・配置図」という。）の様式は、別添4から6までとすること。この場合において、申請等の際に添付することが必要な書面として規則で定められていないものの添付を求め、この提出又は提示がないことを理由に当該申請等を不受理にしたり、申請等を行う者にそのような誤解を与えるような対応をしたりしてはならない。

(1) 自動車の保有者が当該申請等に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面

次に掲げる使用権原の態様の具体例に応じ、それぞれ次に定める必要書類の添付を求めることとし、これ以外の書面や、数種類の書面の添付を求めないこと。ただし、次の具体例以外の書面であっても、保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面が提出された場合には、当該書面の添付で足りることとする。

ア 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合

自認書

イ 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合

土地又は建物の管理者から借りていることを疎明する次のいずれかの書面

(ア) 駐車場賃貸借契約書の写し

- (イ) 駐車場賃貸借契約書の写しがない場合は、駐車場を賃借している者であれば、通常、有している駐車場の料金の領収書等
 - (ウ) 承諾書
 - (エ) 以上のものが作成し難い場合において、当該自動車の使用に関連のある都市再生機構等の公法人が当該自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書
 - ウ 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合
承諾書
- (2) 当該申請等に係る使用の本拠の位置並びに当該申請等に係る場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請等に係る場所の所在図
所在図・配置図の所在図記載欄に所在図を記載若しくは作成させ、又は当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物の確認ができる既存の地図の写し等を所在図として添付させることとし、同図においては、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記させるとともに、それらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記させること。
- なお、
- ・当該申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされている。
 - ・当該申請に係る使用の本拠の位置が当該申請に係る場所の位置と同一である。
- 場合には、規則第1条第3項の規定により、所在図の添付を省略することができることに留意するとともに、申請者の負担軽減の観点から、安易に同項ただし書に基づく所在図の提出を求めないこと。
- (3) 当該申請等に係る場所並びに当該申請等に係る場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図
所在図・配置図の配置図記載欄に配置図を記載若しくは作成させ、又は当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路が確認できる既存の地図の写し等を配置図として添付させることとし、同図においては、当該申請等に係る保管場所にあつてはその平面の寸法、道路にあつてはその幅員を、それぞれ明記させること。また、シャッターの有無欄は、当該保管場所にシャッター等の遮蔽物が設けられている場合には「有」、設けられていない場合には「無」に、それぞれ丸印を付させることとするが、本欄に丸印等が付されていない場合であっても、申請等は受理すること。
- (4) 複数自動車の申請等の場合の書面
申請書等の表示上同一の保管場所の位置に在ることとなる保管場所について複数の自動車を保管することを内容とする申請等が同時になされるものについては、前記(1)、(2)及び(3)の書面は、それぞれ1通でよいこととする。

4 証明申請等の受理要領

(1) 証明申請

ア 窓口申請

窓口申請の受理は、次に掲げる書面の提出により行うものとする。その際、申

請者に対して保管場所証明書の交付予定日等を教示すること。

- (ア) 申請書 2通
- (イ) 自認書又は承諾書 1通
- (ウ) 所在図・配置図 1通

イ OSS申請

OSS申請の受理はシステムにより行い、申請書、自認書又は承諾書、所在図・配置図を出力して内容に不備がないかを確認し、不備があるときは、システムにより申請者に補正を求めること。また、保管場所の位置が他の警察署の管轄区域内にあるときは当該警察署に転送すること。

(2) 届出

届出の受理は、書面の提出又は警察行政手続サイトによるものとし、必要な書面は次のとおりとする。

- ア 届出書 1通
- イ 自認書又は承諾書 1通
- ウ 所在図・配置図 1通

5 法第12条の規定により、報告又は資料の提出を求める書面

申請書等及び添付書面がそろっており、必要事項が記載されていれば、当該申請等は受理しなければならないため、例えば、申請者等の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合であっても、その理由を確認するための書面の提出又は提示がないことを理由に不受理としたり、申請者等にそのような誤解を与えるような対応をしたりしないこと。

この場合において、住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認する必要があるときは、申請者等にその理由を質問し、口頭で回答を受けた上で警察側で記録化するなど申請者等の負担を生じさせずに必要な確認を行うよう努めることとするが、申請者等が、任意に、その理由を疎明する書面を添付してきたときは、これを受領することは差し支えない。

その上で、理由を質問したが回答を得られなかった場合や、口頭のみでの回答では自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が残る場合等、車庫飛ばし等の違法行為が考えられるようなときは、当該申請等を受理した後に、法第12条の規定に基づく報告又は資料の提出を求めること。

報告又は資料の提出を求める書面としては、次のようなものがある。

(1) 申請者・届出者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面

- ア 住民票の写し
- イ 印鑑証明書
- ウ 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

(2) 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面

- ア 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し
- イ 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

6 受理時における留意事項

受理に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 提出された書面の記載事項に不備がないことを確認すること。
- (2) 自動車保管場所証明申請等受理交付簿（様式1。以下「受理交付簿」という。）に必要事項を記載し、受理状況について管理すること。
- (3) 行政書士が代理人として行う代理申請は、申請者又は届出者からの委任による代理権の有無を確認するため、委任状又はその写しの提出を求めること。ただし、加筆訂正を行わない提出代行申請の場合、委任状の提出は要しない。
- (4) OSS申請を受理した際は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定により速やかに審査を開始し、形式上の要件に適合しない申請は速やかにシステムにより申請者に補正を求めること。ただし、車台番号については、その他の事項の補正が終了した段階でシステムにより登録情報処理機関に照会を行うこと。
- (5) 前記(4)による申請者からの補正又は車台番号の回答が次のいずれかに該当する場合は、証明不可の情報に電子署名を付してシステムにより申請者に通知すること。
 - ア 補正の通知をした日の翌日から起算して5日以内（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に補正されなかった場合
 - イ 車台番号の照会をした日から起算して30日以内（休日を含む。）に回答が得られない場合

7 現地調査

証明申請受理後、申請書及び添付書類に基づき担当者が保管場所の現地調査を行い、調査復命書によりその結果を確認すること。

現地調査の結果に疑義が生じた場合は、再調査を行うこと。

8 審査

現地調査の結果等に基づき、申請書の自動車の保管場所の位置欄に記載された場所が、申請に係る自動車の保管場所として適当であるかどうかを次に掲げる基準により審査するものとする。

- (1) 自動車の保管場所の位置は、当該本拠の位置から直線距離で2キロメートルを超えないこと。
- (2) 申請に係る場所が道路上の場所以外の場所にあつて、当該自動車が法令の規定により、通行できないこととされる道路以外の道路から当該自動車を支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容できること。
- (3) 当該自動車の所有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有すること。

9 保管場所証明書の作成、交付等

保管場所証明書の作成、交付等は、次のとおり行うものとする。

(1) 窓口申請による場合

ア 保管場所証明書の作成

保管場所証明書は、申請書下段の保管場所証明書欄に必要事項を記載して作成すること。この場合において、保管場所証明書の番号は、受付の際にシステムにより登録された番号を用いること。

イ 保管場所証明書の交付

保管場所証明書を交付する場合は、受領者に対して申請者の氏名、システムにより登録された番号等を確認した後、受理交付簿に必要事項を記載すること。

ウ 保管場所が確保されていると認められない場合の保管場所証明に係る申請の取扱い

(ア) 現地調査の結果、保管場所が確保されていると認められない場合は、申請者に対しその理由を速やかに告知すること。

(イ) 自動車保管場所不可処分通知書（様式2。以下「通知書」という。）により、不可理由、審査請求の方法及び取消訴訟の提起の方法を教示すること。

(ウ) 申請書2通の右上部余白に「不可」と朱書きし、申請書1通に通知書を添付して申請者に交付すること。

(エ) 上記の取扱い後、受理交付簿に必要事項を記載すること。

エ 保管場所証明書の再交付（以下「再交付」という。）

(ア) 申請書2通により申請させること。

(イ) 再交付申請は、証明年月日から起算して30日以内（休日を含む。）に限り行うこと。

(ウ) 再交付申請時の措置

- ・証明年月日は、先に交付した保管場所証明書の証明年月日とすること。
- ・添付書面は不要とすること。
- ・現地調査を省略すること。

(エ) 再交付後の措置

先に交付した保管場所証明書の警察署の控えとしているものの欄外にその旨を記載し、経過を明らかにすること。

(2) O S S申請による場合

ア 証明可の通知

証明可の情報に電子署名を付してシステムにより申請者に通知すること。

イ 証明不可の通知

(ア) 現地調査の結果、保管場所が確保されていると認められない場合は、証明不可の情報に電子署名を付してシステムにより申請者に通知すること。

(イ) 同通知により不可理由、審査請求の方法及び取消訴訟の提起の方法を教示すること。

(ウ) 上記の取扱い後、受理交付簿に必要事項を記載すること。

ウ O S S申請に係る電子署名

電子署名は、組織認証カードを使用して行い、この管理及び取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 組織認証カード保管責任者は、警察署長をもって充てる。

(イ) 組織認証カード保管責任者の下に組織認証カード取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を置き、交通課長をもって充てる。

(ウ) 組織認証カードは、取扱主任者が管理するものとし、使用しないときは施錠設備のあるキャビネット等に保管すること。

(エ) 組織認証カード使用者が組織認証カードの使用中に一時離席等する際は、紛

失又は盗難を防ぐため施錠設備のあるキャビネット等に保管すること。

- (オ) 組織認証カードのP I N情報（識別情報。以下「パスワード」という。）は第三者に推測又は知られることのないように管理すること。
- (カ) 組織認証カードの紛失若しくは盗難又はパスワードの漏えいがあった場合は、直ちに交通部交通規制課長に通報すること。
- (キ) 電子署名を行う場合は、取扱主任者に対して電子署名を付して通知を行う件数を申告の上、組織認証カードの交付を受けること。取扱主任者は、組織認証カード貸出簿（様式3。以下「貸出簿」という。）に通知件数及び貸出日を記載の上、交付することとし、その際、パスワードを伝達すること。
- (ク) 電子署名後は、速やかに組織認証カードを取扱主任者に返却すること。取扱主任者は、通知件数を確認するとともに、貸出簿に返却月日を記載すること。

10 留意事項

申請者等が提出した申請書等の様式が、各都道府県において定めていた様式（以下「旧様式」という。）を始め、規則に定められた申請書等の様式に記載すべき事項が全て記載されているなど規則に定められた様式の申請書等であると認められるものが用いられている場合や、申請者等が提出した添付書面が、別添4から6までの様式を用いていないが、当該様式において記載すべき事項が全て記載されているなどしたものが添付されている場合には、当該申請等を受理すること。

この場合において、旧様式や本例規の別添2から6までの様式（以下「新様式」という。）を使用していないことを理由として、これらの様式に記載し直し、提出することを求めないこと。

11 経過規定

- (1) 旧様式による用紙については、新様式による用紙の切替までの間、使用することができることとするほか、他の都道府県で配布された新様式による申請等は受理すること。
- (2) 新様式による用紙の切替については、別途通知する。

【別添1】「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

II 実施事項

2. 賃金向上、人手不足対応

(4) デジタル・A I

No. 6 「自動車保有関係手続のDX」

		を前提として、兼務を含む人手不足対策を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。		
5	地球温暖化対策報告の項目等に係る統一	<p>環境省は、地方公共団体が区域内の事業者に対し、年間の温室効果ガス排出量やその抑制措置等を記載した報告書等の作成・提出を求めるに当たり、地方公共団体ごとに報告項目・基準、様式等が異なることにより、事業者の負担となっている現状等を踏まえ、地方公共団体が報告を求める項目等を調査する。</p> <p>その上で、環境省は、大規模事業者や電気事業者等これらの報告を求められる事業者の態様に応じた標準的な報告の項目等を整理し、地方公共団体が地域の特性等に照らして必要がある場合にはその判断によって独自の項目を設けることを妨げないよう配慮しつつ、地方公共団体に対して前記の標準的な報告の項目等を参照・利用するよう協力を要請等することにより、事業者の報告の項目等に係る統一性が保たれるよう措置を講ずる。</p>	(前段) 措置済み (後段) 令和7年度措置	環境省
6	自動車保有関係手続のDX	<p>a 国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、同省等が運営する自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「自動車OSS」という。）を利用した場合には、譲渡証明書及び使用者の住所を証するに足りる書面の運輸支局への提出に代えて、マイナンバーカードを用いた公的個人認証等を活用することにより、手続のデジタル完結を可能にする。</p> <p>b 警察庁及び国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の自動車売買等における利便性向上を図るため、①自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づく自動車の保管場所証明の交付申請及び②道路運送車両法に基づく自動車の登録等の手続について、自動車OSSでの申請時に②の申請に必要な書類全てが揃わずとも、①の申請をオンライン上で先行して行うニーズがあることを踏まえ、自動車OSSにおいて同ニーズを実現可能とする方向で検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 国土交通省は、自動車所有者の相続人の手続負担の軽減を図るため、現状では運輸支局における対面での申請に限られる相続による移転登録について、自動車OSSの対象手続に加え、手続のデジタル完結を可能とする。あわせて、軽自動車の自動車検査証の変更記録についても、申請者の手続負担軽減の観点から、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続に加える。</p>	<p>a : 令和7年検討開始、令和9年度までに措置</p> <p>b, d : 令和7年検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c : (前段) 令和7年検討開始、令和9年度までに措置 (後段) 令和7年検討開始、令和10年度までに措置</p> <p>e : 令和7年措置</p> <p>f : (前段) 措置済み (後段) 令和7年検討開始、令和9年度までに措置</p>	<p>a, c, f : 国土交通省</p> <p>b, d : 警察庁 国土交通省</p> <p>e : 警察庁</p>

		<p>d 国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の負担となっているとの指摘のある自動車の封印制度について、警察庁の協力も得ながら、その費用対効果や、諸外国の状況も参考に、封印の効果を保しつつ、デジタル技術を活用した仕組みなど封印制度を代替する措置も念頭に、見直しを行う。なお、封印制度見直しの結果を得るまでの間においても、封印の取付けの委託範囲の見直しなど、自動車所有者や自動車販売事業者等の利便性向上及び負担軽減のための所要の措置を講ずる。</p> <p>e 警察庁は、自動車の保管場所証明に係る手続について、令和5年6月の規制改革実施計画の「ローカルルールの見直し」に即して、申請書の欄外記載事項及びその記載場所を統一するとともに所在図・配置図等の添付書面について標準様式を定めた上で、都道府県警察に通知するなど、都道府県警察ごとに異なる申請書類を統一する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、当該申請書類について、申請者等へ周知するために警察庁ウェブサイト等で公表する。</p> <p>f 国土交通省は、自動車登録に係る手続について、令和5年6月の規制改革実施計画の「ローカルルールの見直し」に即して、委任状などに関して、標準様式を定めた上で、関係機関に通知するなど、運輸局ごとに異なる申請書類の様式を統一する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、マイナンバーカードの活用などによる押印の廃止についても併せて検討し、必要な措置を講ずる。</p>		
7	<p>超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な財産管理の推進</p>	<p>a 法務省は、国民が認知症などに備えた財産管理を行うに当たり、民事信託（親族間で活用する信託をいう。以下同じ。）が有効であるものの、信託制度自体が国民に十分認知されておらず、また、認知されていても信託制度の内容の理解が十分でないため、活用が進んでいないとの指摘があることを踏まえ、金融庁と連携し、国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、法務省ウェブサイト当該パンフレットを掲載することなどを通じ、広く周知する。</p> <p>その際、弁護士や司法書士などの士業が依頼者のニーズに合わせて適切に民事信託の活用を案内することも可能となるよう、民事信託の活用例（親族間の財産管理、承継への活用など）や、民事信託が法定後見制度、遺言など他の財産管理等の手段と併せて活用可能であること、民事信託の開始から終了までの流れ、民事信託を活用する上での注意点など、民事信託を活用するに当たって参考となる情報を盛り込むものとする。</p> <p>b 金融庁は、金融機関において民事信託が</p>	<p>a, c: 令和7年度措置 b: aの措置後、速やかに措置</p>	<p>a: 法務省 金融庁 b: 金融庁 c: 法務省</p>

別記様式第1号（第1条関係）

自動車保管場所証明申請書																														
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ																											
			長さ <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> センチメートル 幅 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> センチメートル 高さ <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> センチメートル																											
自動車の使用の本拠の位置																														
自動車の保管場所の位置																														
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 年 月 日 警察署長 殿 住所 〒 () 申請者 氏名 電話																														
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 印																														

※ 自動車の登録手続に必要な自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね1か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。

使用権原	自己・他人・共有	連絡先	氏名 電話	新規代替	登録番号等	前車 現車
------	----------	-----	----------	------	-------	----------

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		(変更前)		
<p>上記の事項について届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>住所</p> <p>届出者</p> <p>氏名</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: 80%;"> <p>〒 ()</p> <p style="text-align: center;">電話</p> </div> </div>				

使用 権原	自己・他人・共有
----------	----------

連絡 先	氏名
	電話

新規 代替	登録 番号等	前車	
		現車	

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である **土地・建物** は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒（ ー ）

住 所

電 話

氏 名

- 備考
- 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。
 - 2 **土地・建物**については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○を付けてください。

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

シャッターの有無	有 ・ 無
----------	-------

- 備考 1 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。
- 2 所在図には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示するほか、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記してください。
- 3 所在図は、本様式に記載せず、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる既存の地図の写しを用いても構いません。
- 4 配置図には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示するほか、保管場所にあつてはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあつてはその幅員を明記してください。

分類コード	D 2 - 3 - 4 - 02
保存期間	1年(年月日まで)

年 自動車保管場所証明申請等受理交付簿

受理番号	受理月日	申請者名	再交付	不可・取下げ	交付(取扱)月日	受領者	備考
1			証明書	不可・取下げ			
2			証明書	不可・取下げ			
3			証明書	不可・取下げ			
4			証明書	不可・取下げ			
5			証明書	不可・取下げ			
6			証明書	不可・取下げ			
7			証明書	不可・取下げ			
8			証明書	不可・取下げ			
9			証明書	不可・取下げ			
10			証明書	不可・取下げ			
11			証明書	不可・取下げ			
12			証明書	不可・取下げ			
13			証明書	不可・取下げ			
14			証明書	不可・取下げ			
15			証明書	不可・取下げ			
16			証明書	不可・取下げ			
17			証明書	不可・取下げ			
18			証明書	不可・取下げ			
19			証明書	不可・取下げ			
20			証明書	不可・取下げ			

※受理番号は、システムの受理番号と合致させること。
 ※再交付申請があった場合、「証明書」を○で囲み、交付(取扱)月日欄に交付日を記載すること。
 ※不可・取下げ欄は不可・取下げの別を明らかにし、交付(取扱)月日欄に取扱日を記載すること。
 ※備考欄は署の実情に応じ活用すること。

様式2

		第	年	月	日
申 請 者					
	殿				
					警 察 署 長
自 動 車 保 管 場 所 証 明 不 可 処 分 通 知 書					
	年	月	日付	警察署受理第	号
車保管場所証明について、年 月 日現地調査を行い審査した結果、下記の理由（○印）により不可としたから通知します。					
記					
1	申請書に記載された場所が実在しない。				
2	自動車保管場所が道路上である。				
3	当該申請車両の全体を収容する広さがない				
4	自動車保管場所に通じる道路が狭く、当該申請車両が通行できない。				
5	自動車保管場所の位置と使用の本拠の位置との距離が2キロメートルを超えている。				
6	自動車保管場所として使用する権原がない。				
7	他の車両が保管されており、当該申請車両を保管できない。				
8	申請書の車台番号の欄に車台番号が入らず、1か月の有効期限が切れたもの。				
9	その他 ()				

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

分類コード	D 2 - 1 - 1 - 01
保存期間	1年(年 月 日まで)

組織認証カード貸出簿

所属名 _____

カード番号 _____

	通知件数	貸出月日	借受者印			通知件数	貸出月日	借受者印	
				返却月日					返却月日
1					11				
2					12				
3					13				
4					14				
5					15				
6					16				
7					17				
8					18				
9					19				
10					20				